

全日本マーチングコンテスト実施規定

昭和62年10月23日

改定 平成3年3月3日 平成3年11月22日 平成6年3月12日 平成7年7月7日 平成9年5月30日
平成11年3月19日 平成12年7月12日 平成14年11月22日 平成16年3月19日 平成18年7月5日
平成25年3月19日 平成26年3月20日 平成27年3月20日

(総 則)

第1条 本大会は、各支部連盟で開催される予選に於いて選出された団体が参加して、毎年11月に実施する。

第2条 理事会は、毎年3月末日までに、次年度の本大会について、実施会場など必要事項を決定する。

第3条 部門順序及び出演順序は、理事会で決定する。

第4条 選出母体となる支部連盟は次のとおりとする。

北海道吹奏楽連盟	東 北吹奏楽連盟
東関東吹奏楽連盟	西関東吹奏楽連盟
東京都吹奏楽連盟	東 海吹奏楽連盟
北 陸吹奏楽連盟	関 西吹奏楽連盟
中 国吹奏楽連盟	四 国吹奏楽連盟
九 州吹奏楽連盟	

(実施部門)

第5条 実施部門は次のとおりとする。

- ① 中学校の部 ② 高等学校以上の部

(参加規定)

第6条 各部門の参加人員は80名以内とする。ただし、ドラムメイジャーはこの人数に含まない。

- 2 指揮者は置いてもよい。

第7条 各部門の参加資格は次のとおりとする。ただし、同一人が二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。なお、年齢については問わない。

- ① 中学校の部

同一中学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内小学校児童の参加は認める。)

- ② 高等学校以上の部

<高等学校>

同一高等学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒の参加は認める。)

<大学>

同一の大学に在籍している学生とする。

<職場>

同一経営の会社・工場・事務所・官庁(それぞれグループ企業・団体も含む)などで経営者または組合などの認可を得て設立されている団体であって、その勤務先に勤務している者とする。

<一般>

当該団体の団員とする。ただし、職業演奏家の参加は認めない。

第8条 参加団体の人員および資格に疑義が判明したときは、出場を停止または失格とする場合がある。

(演奏・演技)

第9条 参加団体は任意の曲を演奏・演技して審査を受けるものとする。

第10条 編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器(擬音楽器を含む)とする。

2 電子楽器(エレキベースを含む)・ピアノ・チェレスタ・ハープの使用は認めない。

3 歌声については、スキヤット・ハミング・歌詞を認める。

第11条 参加団体は別に定めた規定課題を行わなければならない。規定課題はその年度ごとに理事会で決定し、発表する。

第12条 演奏曲は支部大会で演奏したものとする。

第13条 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けないで本大会に出場することは認めない。

(注) 1) 作曲者の死後およそ50年を経っていない大半の作品には、著作権が存在する。

2) 編曲の許諾は、日本音楽著作権協会ではなく、著作権者(作曲者またはその楽譜の出版社など)が行っている。

第14条 出演時間は6分以内とする。出演時間とは、演奏または演技の開始より終了までの時間をいう。

第15条 出演時間が超過した場合は失格とし、審査の対象としない。

(審査・表彰)

第16条 審査員は理事会で選出し、これを理事長が委嘱する。審査員の人数は原則として7名とする。

2 審査方法は本大会審査内規による。

第17条 表彰は、各部門ごとに、金賞・銀賞・銅賞のいずれかとする。

(支部代表)

第18条 本大会に各支部連盟より選出する団体数は、全国大会支部代表数の設定基準に基づいて、その

年度ごとに理事会で定める。

- 2 各支部連盟は、本大会開催日の3週間前までに支部大会を実施し、代表団体を全日吹連に報告する。

(その他)

第19条 本大会の実施に当たって理事会が必要と認めた場合は、共催または後援団体をもつことができる。また、賞状・賞品の贈与を受けることができる。

第20条 本大会実行委員は、その年度ごとに選出する。

第21条 その他、開催上の細目については、実行委員会が定める。

第22条 この規定は、理事会の決議により改定することができる。

全日本マーチングコンテスト審査内規

昭和63年3月6日

改定 平成2年5月26日 平成6年3月12日 平成16年3月19日 平成18年11月17日 平成25年3月19日

平成25年7月5日 平成26年3月20日 平成27年3月20日

第1条 この内規は、本大会実施規定第16条・17条に基づき、審査方法と賞の決定方法について定めるものである。

第2条 審査員は、各部門ごとに、A（金）・B（銀）・C（銅）の3段階で評価する。

第3条 審査員は、各部門ごとに、審査説明会で示されたA・B・Cの数を厳守し、審査を行う。

- 2 A・B・Cの数については、その年度ごとに理事会で定める。

第4条 賞の基準は次のとおりとする。

- ① 審査員の過半数がA評価・・・金賞
- ② 審査員の過半数がC評価・・・銅賞
- ③ ①・②以外・・・・・・・・・・銀賞

※ 各賞の数については制限を設けない。

第5条 第4条に基づいて、理事長が賞を承認・決定する。

第6条 この内規は、理事会の決議により改定することができる。